

空き家流動化促進事業補助金

町内の空き家を活用する方に費用の一部を支援します

購入費

結婚新生活支援事業(住宅取得費)との併用不可

- 対象者: 空き家を購入し、10年以上定住する意思のある方
- 補助金額: 上限 **20**万円
- 申請期限: 購入(登記)後 **1**年以内

改修費

結婚新生活支援事業(住宅リフォーム費)との併用不可

- 対象者: 空き家を改修する所有者または入居者で
10年以上定住する意思のある方(賃貸の場合は5年)

入居者が**若者要件**
に該当すれば 追加で

- 補助金額: 改修費の4割 上限 **50**万円 + **50**万円

Uターン 改修費

結婚新生活支援事業(住宅リフォーム費)との併用不可

- 対象者: 2親等以内の親族が所有する物件を改修し、入居する方
(若者要件該当者のみ)

- 補助金額: 改修費の4割 上限 **20**万円

片付け

空き家バンク登録のための片付けを支援します

- 対象者: 所有する空き家を空き家バンクで2年以上情報提供する方
- 補助金額: 上限 **10**万円

- 若者要件（いずれかに該当）
 - 夫婦ともに39歳以下である
 - 39歳以下の単身者(配偶者なし)である
 - 同居者に18歳以下の子どもがいる
 - 54歳以下の新規就農者

New!!

○居住の誓約 について

所有者が補助金の交付後、引き続き居住(住民登録)することを誓約していただきます。違反があった場合には、補助金を返還していただきます。

○18歳の子ども とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

○新規就農者 とは

次のいずれかに該当し、久米南町内において専業農家として独立経営を行っている就農後10年未満の者 または 久米南町内で専業農家として独立経営を行うことを前提に岡山県が認めた農業研修を受けている者

- 生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者であること
- 法人等に常雇い(年間7月以上)として雇用されることにより、農業に従事することになった者であること
- 土地や資金を独自に調達し、農業に従事することになった者であること

※大切なお知らせ

申請の前に、まずご相談ください。

要件に当てはまる世帯のみが対象です。

予算の範囲内(先着)での補助とさせていただきます。



○住宅金融支援機構「フラット35」について

地域連携型のご利用で借入金利が引き下げになる場合があります。

申請様式はこちらから →

